

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六
の二
二十

令四
・四
・一
以後終了
連結事業年度分

		連 結 事 業 度	.	.	法人名	()	円
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は 0)	1						
各 調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2						
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	特定経営力向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	22					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	24					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「25」})$	25					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑯」)	27					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	当期税額控除額の合計額 (26) - (27)	28					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「25」})$	29					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	総調整前連結税額基準額の残額 $((29) \text{ 又は } ((29) - (26)) - (\text{別表六の二(十一)「32」}) - (\text{別表六の二(十九)「16」})$	30					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	繰能 連 結 事 業 年 度 控 除 計 可 額 の 合 計 額	31					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	調額 連 結 事 業 年 度 控 除 計 可 額 の 合 計 額	32					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	合 計	33					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	連 結 事 業 年 度 控 除 計 可 額 の 合 計 額	34					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	前過 連構 結成 税額 の 合 計 額	35					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	当期繰越税額控除額の合計額 (33) - (36)	36					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)	37					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	各連結法人における翌期繰 越税額控除限度超過額の計算	38					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	各連結事業年度又は事業年度 前過 連構 結成 税額 の 合 計 額	39					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	前期繰額又は当期税額控除限度額	40					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	翌期繰 越税額控 除限 度超 過額 の 計 算	41					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	合 計	42					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	当 期 分	43					
各 連 結 法 人 の 合 計 期 間 に お け る 計 算	合 計	44					